- 主 文 原告の請求をいずれも棄却する。 1
- 訴訟費用は原告の負担とする。 2

事実及び理由

第1

1 原告が被告との雇用契約に基づき従業員の地位にあることを確認する。 2 被告は、原告に対し、金137万0651円及び平成15年9月1日以降本判決確定まで毎月25日限り金92万 3700円を支払え。

事案の概要

本件は、被告が平成15年7月17日に従業員である原告に対しセクシュアル・ハラスメント行為(以下「セクハラ行為」という。)を理由に懲戒解雇したところ、原告が、セクハラ行為の事実を否認し、また手続的要件を履践していないので懲戒解雇は無効であると主張して、被告に対し、雇用契約に基づく従業員の地位にあることの確認並びに137万0651円(平成15年7月17日から同年8月31日までの賃金)及び平成15年9月1日以降本判決確定までの間の賃金(1か月につき各92万3700円)の支払を求めた事案である。 1 争いのない事実等(証拠により認定した事実は、当該証拠を文末の括弧内に記載した。)

当事者等

被告

併」という。)

原告

イ 原告 原告 (昭和〇年〇月〇日生)は、大学卒業後日本NCR株式会社に入社し、同社に勤務していたが、平成11年12月同社を退社し、同月コンパックに入社した。原告は、本件合併により被告の従業員となり、以後同社の金融営業本部長の地位にあった。被告には、平成15年7月当時、取締役(6名)、執行役員(20名)がいたが、原告はこれに次ぐ地位にあり、本部長の肩書を持つ従業員は原告を含め12名であった。
(2) 金融営業本部について 全融営業本部について 金融営業本部は15年7月当時、本部長である原告の下、部長6名を含む約80名の従業員が所属しており

金融営業本部は、平成15年7月当時、本部長である原告の下、部長6名を含む約80名の従業員が所属しており、そのうち10名が女性(正社員3名、派遣社員7名)であった。また、金融営業本部と同じフロアには、原告の直属の部下以外にも8名の女性従業員(セールス・コーディネーター)が勤務していた。

(3)

、 も8名 (3) 懲戒解雇 被告は、平 件^{徴一} 被告は、平成15年7月17日、原告には就業規則60条に該当する事由があるとして同人を懲戒解雇した(以下「本件懲戒解雇」という。)。本件懲戒解雇当時の原告の平均賃金は、1か月92万3700円であった。

被告就業規則

被告の就業規則には以下の規定が存在する。

(目的)

(懲戒)

社員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分にする。 60条 会社は、

- は、社員が次の各号の一に該当するとさば、忠成処がにする。 故意または重大な過失で会社に損害を与え、あるいは業務上支障を及ぼしたとき。 素行不良で会社の秩序を乱したとき。 この規則に定められた事項に違反し、懲戒に値すると認められたとき。 1)
- 8)
- 11)
- その他前各号に準ずる行為のあったとき。 12)

(懲戒の決定)

6 1 条 懲戒は賞罰委員会の合議により決定する。

(懲戒の種類)

- 62条 懲戒の種類は、譴責、
- ・ 懲戒の種類は、譴責、減給、出勤停止、諭旨退職および懲戒解雇とする。 懲戒解雇は、予告期間を設けず即時解雇する。所轄労働基準監督署長の認定を経た場合は、予告手当を支払わな他の場合は、予告手当を支払う。 業務上の行動指針(乙2) 5) いが、他の場合は、

(5)

、被告は、 という。) 「業務上の行動指針(Standards of Busir」を制定しているところ、SBCには以下の規定が存在する。 of Business Conduct)(以下「SBC」

という。)」を制定しているところ、SBCには以下の規定が存在する。
1. 1 適用および遵守
HP(被告を指す、以下同じ)は、妥協なき倫理観をもって事業を行っています。HPのコミュニティのすべてのメンバー、即ち、取締役、幹部、マネージャ、社員およびビジネス・パートナーは、適用されるすべての法律を守り、高水準の業務倫理規程に従う義務を負います。
SBCは、HPのビジネスに適用される法律と倫理の基本原則を定めたものであり、HPが社員に対して期待している行動についての唯一の情報源・ガイダンスというわけではなく、他のHPのポリシーやガイドラインの基準となることが意図されています。
・ 社員。HPのすべてのレベルの社員は、この規程、関連するポリシーおよびガイドラインを守らなければいけません。これを怠った場合は、不正行為とみなされ、解雇される場合があります。
10. 2 社員関係
・ HPの基本的価値には、個人に対する信頼および尊重が含まれます。HPは 多様性と包括性が 創造力 技術革

10.2 社員関係
・ HPの基本的価値には、個人に対する信頼および尊重が含まれます。HPは、多様性と包括性が、創造力、技術革新および発明を促進する重要な役割を果たすと考えます。皆さんは日常の活動において、こうした価値を具体化し、促進する義務を負います。また全労働者の取扱に関するすべての法律とHPのポリシーを守らなければいけません。・ 差別または嫌がらせの禁止。HPは、差別や嫌がらせのない業務環境を維持することを約束します。皆さんは、同僚や他の労働者、HPへの訪問者など関係するすべての人に対してが意をもって丁寧に対応するよう求められます。民族、信条、人種、FP教、性別、国籍、性的指向、年齢、身体障害、ベトナム退役軍人という経歴、などについて、個人の尊厳や個人の感情を軽視したコメントまたは行動を行ってはいけません。・ 不正行為とは、HPおよびその社員を巻き込み、またはこれに悪影響を及ぼす、不法または有害な行動を指します。不正行為には、とりわけ、このSBCの違反、窃盗、記録改ざん、違法薬物との関わり、アルコールの認められない使用、暴力、脅迫、嫌がらせ、武器の所持、および不服従が含まれます。不正行為に従事した場合

は、直ちに解雇されます。 2 争点及び当事者の主張

_ (1) 原告に懲戒解雇事由は存在するか(争点1)。

【被告】

原告は、被告の女性従業員に対し、以下のようなセクハラ行為を行ったのであり、原告には懲戒解雇事由が存在す

そして、原告は、自動車をP1の自宅から15分程離れた暗くて交通量の少ない場所で停め、P1と同車内で約1時間にわたり同人の異動についての話をした。その際、原告は、P1に対し、「俺のこと好きか」などと言ったり、同人の手を握るなどした。
(イ) P2に対するセクハラ行為について原告は、被告金融営業本部において派遣社員として勤務していたP2に対し、以下のようなセクハラ行為を行った。P2は、原告のセクハラ行為により被告を退職した。
a 原告は、P2に対し日常的に、「やらせろよ」「いつやらせてくれるんだ」「お前胸ないな」などと言った。b 原告は、P2と金融営業本部長室で話をする際、同人の手を握るなどした。
c 原告は、P2と金融営業本部長室で話をする際、同人の手を握るなどした。
c 原告は、平成14年12月の仕事納めの日、会議室において、書類へのサインを求めて来たP2に対し、「サインをするから、お前ここに座れよ」などと命じて、同人を自分の膝の上に座らせた上、「5時半過ぎだからいいだろ」な

どと言って、同人の胸を触った。 d 原告は、平成15年4月ころ、退社する 送る間、助手席に座った同人の手を握った。 (ウ) その他の日常的で見動について 退社するP2を待ち伏せした上、自分の自動車への乗車を強要し、 γ 駅まで同人を

原告は、本件合併後、職揚内において日常的に、以下のようなセクハラ行為を多数の女性従業員を対象に公然と行っ た。

た。 a 原告は、女性従業員に対し、「やらせろよ」「いつやらせてくれるんだよ」「胸がない」「色気がない」「バイア グラを使わないか」などと言った。 b 原告は、女性従業員の肩を揉んだり、手を握ったり、膝に座ったり、女性従業員を自分の膝に座らせたりした。 イ 原告が被告の女性従業員に対し前記アの(ア)ないし(ウ)のセクハラ行為をしたことは、前記争いのない事実等 (5)で記載したSBCの規定に違反し、また、前記争いのない事実等(4)で記載した被告就業規則60条1項、8 項、11項、12項に該当する。原告は、被告金融営業本部の80名の従業員のトップとして、人事考課の最終決定権 を持つなど絶大な権限を有しており、本来組織の長としてセクハラ行為を防止すべき義務と責任を有する地位にあっ た。しかるに、原告は、かかる責任を放棄するだけでなく、あろうことか自らの地位を利用して前記セクハラ行為を行ったのであり、その責任は極めて重大であり、その行為の悪質性からして被告が原告を懲戒解したのは当然の処分であ

。また、原告は、被告に合計3180万円を不正に支出させたとして、平成14年10月、減給の懲戒処分を受けており、就業規則等の社内規定を尊重せず、規範的意識が希薄であることが明らかである。

原告の主張に対して

→ 被告においては、取締役及び執行役員の約半数は、コンパック出身者であり、4つの事業統括のうち3つにおいてコンパック出身者がその長に就くなど各組織の責任者にもコンパック出身者が多数就いており、被告においてコンパック出身者がHP出身者に比べて不平等に扱われているということはない。

【原告】

B 原告がP1に再三話をしようと言っていたのは、原告の秘書をしていたP1の遅刻が多く、朝のミーティングに支障が生じていたため、その改善について話合いを申し入れていたにすぎない。原告は、P1に対し、「胸がないから豊胸手術でも金を出してやるからしろよ」などと言っていない。訴外P3が「豊胸手術をしたいからお金を出してよ」と言ったことが、原告の発言とすり替えられている。原告はP1から生理がないと告げられたので、病院に行くことを勧めたにすぎず、そのことを第三者に話したことはない。

高ったことが、原告の発言とすり替えられている。原告はPTから生理がないと告げられたので、病院に行くことを勧めたにすぎず、そのことを第三者に話したことはない。 のたにすぎず、そのことを第三者に話したことはあるが、慰労の目的で誘ったものであり、その際セクハラ行為などしていない。原告が平成15年1月20日にP1と一緒に行ったαのスナック「ζ」は、原告の同級生が経営する店であり、帰り際にはその同級生が駐車場近くまで原告とP1を送って来たのであるから、エレベーター内で原告がP1にキスをすることなどはあり得ない。 d 原告は、平成15年5月、P1から仕事上のミスに関する謝罪のメールを受信し、その内容がいつもに比べ深刻な内容であったため、同人のことを心配して同人の自宅付近まで赴き、自動車内で仕事に関する助言をしただけであり、スの際オカルラにあればしていない。

その際セクハラ行為などしていない。 e P1は、平成15年11月17日及び同月25日、元上司であるP4と飲食をした際、P4に対し、被告の人事部の者から他部署へ異動させてもらえることをほのめかされたので、原告にセクハラ行為があったと虚偽の申告をしたと 自認していた

P2に対するセクハラについて

- P 2 は、親しい同僚に対し、原告以外の男性従業員から平成14年12月の仕事納めの日に胸を触られたと言って
- いた。 b P 2 は,平成 1 5 年 7 月 1 1 日,被告におもねるため,原告にセクハラ行為があったという虚偽の申告をしたもの である。
- てある。 が告では、本件合併前の日本ヒューレット・パッカード株式会社の社員(以下「旧HP派」という。)と同合併前のコンパックの社員(以下「旧コンパック派」という。)が激しく対立しており、本件懲戒解雇も旧HP派が被告の最大の営業組織である金融営業本部の本部長であり、旧コンパック派であった原告を排除し、旧HP派を同本部長に就かせるために行ったものである。被告において旧コンパック派が虐げられているのは、金融営業本部において旧コンパック派44名中16名が退職し、2名が降格・異動しているのに対し、旧HP派は16名中退職者が1名もいないことな どからも明らかである。
- 手続的要件を履践しておらず無効か(争点2)。

2) 本件懲戒解雇は,手続的要件を履践して 賞罰委員会の決定があったか。 被告は原告に対し,弁明の機会を与えたか。

【原告】

|被告における懲戒の決定は、被告就業規則61条により賞罰委員会の合議によって決定しなければならないが、 の合議による決定がされているとはいえない。 イ 懲戒解雇においては、適正手続保障の見地から懲戒解雇事由を具体的に明らかにした上で被解雇者に弁明の機会を

【被告】

ア 被告の平成15年度の賞罰委員会はP5副社長、P6副社長、P7執行役員の3名で構成されていたところ、P7執行役員は、平成15年7月16日、P5副社長、P6副社長と持ち回りで合議した上で、賞罰委員会の決定として本件懲戒解雇を決めた。前記賞罰委員会において決議された本件懲戒解雇は、被告代表取締役会長P8(以下「P8会長」という。)、人表取締役社長P9(以下「P9社長」という。)の決裁を経て原告に通告されたものであり、何ら 手続上の瑕疵はない

弁明の機会の付与は、被告就業規則上、懲戒解雇の要件とされておらず、一般的に言っても弁明の機会の付与がな

1 弁明の機会の行うは、被告机業規則工、総成解雇の要件とされておらり、一般的に言うでも弁明の機会の行うかなければ懲戒解雇が違法無効となるものではない。 また、P7執行役員は、本件懲戒解雇通知の際、原告に対し、同人が女性従業員に対し「やらせろ」と言ったり、体に触るなどセクハラ行為を行った旨告知し、弁明の機会を与えた。P7執行役員が、被害者保護の観点から、原告に対し、詳細な事実関係を明らかにしなかったのは合理性があり、前記のとおり問題となった行為は伝えており、弁明の機会としては十分なものを付与したということができる。 第3 争点に対する判断

前提事実

証拠 (文中又は文末の括弧内に掲記したもの) 及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる(なお、争いの ない事実については証拠等を掲記しない。)。

(1) P 1の被告での勤務等

P1 (昭和〇年〇月〇日生) は、平成10年4月に日本DECに入社し、同年10月に日本DECとコンパックが合併したことに伴いコンパックの従業員となり、本件合併により被告の従業員となった。P1は、平成12年1月ころ、コンパックに入社してきた原告と出会った。P1は、平成13年1月以降P4の秘書をしていたが、同14年8月ころ以降原告の秘書になった。(乙13,証人P1【1ないし3】、同P4【1頁】) 以降原告の秘書になった。 (乙 (2) P2の被告での勤務等

(2) P2の被告での勤務等 P2(昭和〇年〇月〇日生)は、平成14年8月、株式会社リクルートスタッフィング(以下「リクルートスタッフィング」という。)から派遣されてコンパックで勤務するようになり、本件合併により被告で勤務するようになった。 P2は、コンパック及び被告で金融営業本部営業第三部長P10(以下「P10部長」という。)の秘書をしていた。 (乙35、36、証人P2【1頁】) (3) 本件懲戒解雇に至る経緯

(乙3) 本件懲戒解雇に至る経緯ア P1は、平成15年5月ころ、原告のセクハラ行為について金融営業本部営業第六部長早11(以下「P11部伝えた。 P7 対に P12 で成15年5月ころ、原告のセクハラ行為について金融営業本部営業第六部長ア11(以下「P11部伝えた。 P7 執行役員は、平成15年6月ころ、P12営業本部長ア12営験や腰をを所属部で署であるとのる金との表た。 P7 対に任意という。)に相談したところ、 P12営業本部一ディシーア13係長から一度的原告が女性従業員の的原告の所属部で署であるとのる金と2 東方・原告と同じプロアに動務していたセールス・コージス・シーア13係長から、P7【4ないし6,21、22)がおれているとの話を関き、また、原告と同じプロアに対しくない言動がされているとの話を関き、また、原告のでは、2 メントに関き、本部において日常聞くにふさわしくない言動がされているとの話を関う、 12、8ないし12頁】、 13、14は、本学はの場がを対していますができままで、 14は、本学のでは、15年1月1日、 14は、本学のでは、15年1月1日、 14は、本学は、15年1月、 14は、本学は、15年1月、 14は、本学は、15年1月、 14は、本学は、15年1月、 15年1月、 15年1日、 15年1月、 15年1日、 15年1

足した上名については、強を目の一般では、大きないない。 (スーコ、スーター) というできない。 (スーコ、スーター) というできない。 (スーコ、スーター) というできない。 (スーコ、スーター) というできない。 (スーコ、スーター) というできない。 (スーコ、スーター) というできない。 (スーター) というできない。 (スーター) というに、 (スーター) と (4) 本件懲戒解雇後の事情 7 原告は、平成15年7月18日付けで、原告代理人を介して、P8会長、P9社長、P5副社長、P15常務、P7執行役員に対し、原告がセクハラ行為を行ったとの主張は事実無根であり、原告に弁明の機会を与えず、賞罰委件の合議もせずにされた本件懲戒解雇は無効であるとして、本件懲戒解雇の即時撤回を求めるとの警告書(以下「本件懲戒解雇は無効であるとして、本件懲戒解雇の即時撤回を求めるとの警告書(以下「JMM」という。なお、配達はいずれも同月22日である。)を送付した(中2の1及び2)。イ平成15年7月22日に開催された被告の経営会議であるジャパン・マネージメント・ミーテイング(以下「JMM」という。)において、本件懲戒解雇及び本件警告書が議題となった。その中で、P9社長らから本件懲戒解雇)という。)において、本件懲戒解雇及び本件警告書が議題となった。その中で、P9社長らから本件懲戒解雇)という。が弁護士立会いの下、再度原告の弁明を聴取することになった。P19法務本部長及び同告及び原告代理人と面談した。の方に表現で、本件懲戒解このの間、同事を認っがなく、十分な弁明の機会が付与されなかったことにも過正に「宣罰委員会の決定がなされたか疑問って言及した。また、原告は、岡田弁護士の「貴方は、部下の女性の自宅にには皆で送って帰って動物がなく、十分な弁明の機会が付与されなかったこと、適正に「宣罰委員会の決定がなされたか疑問であるこうによるこうによりしたことはある。私にはセクハラ行為をしたという認識はない」などと述べた。また、岡田弁護士の「青字とはないか。セクハラ行為を行った自覚はないのか」との問い掛けに対し、などと述べた。また、岡田弁護士の「よりしたことはある。私にはセクハラ行為をしたという認識はない」などと述べた。また、岡田弁護士の「より、大学の人物学」とのに対し、被告側は本件懲戒解雇の手続上の瑕疵を指摘し、少なくとも被害者が誰かについては明らかにする必要はなく本件懲戒解雇の手続は適正であると主張して、話合いはアクスを持ている。 のようだわった。 (甲27の1, 乙9, 32, 証人P7【1, 18, 19頁】, 弁論の全趣旨) ウ P5副社長、P6副社長及びP7執行役員は、平成15年8月1日、P9社長、P19法務部長とともに本件懲戒 解雇に関する今後の対応を協議した。その後、P9社長とP5副社長は、懲戒解雇処分協議決定書に署名をした。前記 協議の結果は、平成15年8月4日開催のJMMで報告され、本件懲戒解雇の結論が維持された。(甲27の2, 乙 7, 12, 32, 証人P7【1頁】, 弁論の全趣旨) 2 争点1 (懲戒解雇事件の存否)について (甲27の1. 2 争点1 (懲戒解雇事由の存否)について (1) 原告は、本件懲戒解雇事由の存否)について (1) 原告は、本件懲戒解雇において問題とされるべき懲戒解雇事由は、本件事情聴取に基づき作成されたP1及びP2の各陳述書(乙13,35)に記載された原告のセクハラ行為に限られるべきであると主張する。この点、使用者が従業員に対して行う懲戒は、従業員の企業秩序違反行為を理由として、一種の秩序罰を課するものであるから、具体的な懲戒の適否は、その理由とされた非違行為との関係において判断されるべきものである。したがって、懲戒当時に使用者が認識していなかった非違行為は、特段の事情のない限り、当該懲戒の理由とされたものでないことが明らから、その存在をもって当該懲戒の有効性を根拠付けることはできないと解するのが相当である(最一小判平成8年9月26日判例時報1582号131頁以下山口観光事件参照)。もっとも、従業員の反復継続する多数の非違行為といたと解することができるから、例外的にかかる行為についても当該懲戒の有効性の根拠とすることが許されるもいたと解することができるから、例外的にかかる行為についても対応であるが許されるもまののが相当である。これを本件についてみると、本件懲戒解雇は、原告の反復継続する多数のセクハラ行為を本件懲戒解雇の有物で懲戒の対象とするものであるから、被告が本件懲戒解雇時に認識していなかったセクハラ行為を本件懲戒解雇の有

効性を判断する際の根拠とすることも許されるものと解するのが相当である。そうだとすると、本来は、被告が争点1 【被告】の主張の項で列挙するすべてのセクハラ行為について逐一その有無を判断すべきところであるが、P1及びP 2の各陳述書(乙13、35)に記載された原告のセクハラ行為が本件懲戒解雇の中核をなす部分であり、前記各陳述書に記載された事実が認められれば、それだけで懲戒解雇に関するのが相当である。本を持続しています。 ずP1及びP2の各陳述書(乙13,35)に記載された原告のセクハラ行為について,その存否を検討することにす

P1に対するセクハラ行為について

認定事実

ア 認定事実
証拠(文中又は文末の括弧内に掲記したもの)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
(ア) 原告は、平成13年4月ころ、当時P4の秘書をしていたP1に対し、度々、個室となっている金融営業本部
長室などで、大阪に出張しないかと誘った。それは出張とはいうものの、金曜日の夜に大阪に行って食事をし、翌日は
ユニバーサル・スタジオ・ジャパンで遊ぶというものであった。(乙13、証人P1【1、3ないし6頁】)
(イ) 原告は、P1に対し、日常的に「P1ちゃん、やらせてよお」などと言った。原告は、P1に対し、「胸がないからちょっと豊胸手術でもお金を出してやるからしろよ」「Cカップだったら幾らで、Fカップだったら幾ら」などと言った。原告は、P1に対し、バイアグラのようなものを机の中から出して見せ、「使ってみれば」「やるよ」などと言った。原告は、P1の面前で同僚の本部長に対し、体調不良を訴えていたP1について、「P1ちゃんの生理、おれが止めちゃったんだよお」と言った。(証人P1【7ないし10、12、13頁】)
(ウ) 原告は、P1に対し、日常的に同人の手を握ったり、肩を揉んだりした。また、原告は、金融営業本部長室での会議中に、お茶を入れに来たP1の腰に手を回し、膝の上に座らせたこともあった。(証人P1【10ないし12

4頁】)

ことにする。 確かに、証拠(乙14、証人P1【1頁】、同P4【13、14頁】(後記認定に反する部分を除く。))によれば、P1は平成15年11月25日にP4と飲食を共にした際、「下手な芝居をうってごめんなさい」などと述べたことが認められる。しかし、当該P1の発言は、同人が本件懲戒解雇後、P2の申告により原告のセクハラ行為が発覚したのだとP4らに述べ、自らが申告したことを隠したことについての謝罪の弁であって、およそ被告に対し原告のセクハラ行為について虚偽の申告をしたことを認めた発言と解することはできない(乙14、証人P1【1頁】)。また、証人P4は、P1から、本件事情聴取にP8会長、P6副社長、P21取締役経理統括本部長も出席し、同人らはP1に対しセクハラ行為の申告を強要したと聞いた旨証言している(証人P4【15頁】)。しかし、P1はこれを強く否定している(証人P1【58頁】)上、同日事情聴取を受けたP2については何らこのようなことが述べられておらず(乙36、証人P2【1頁】)、P1についてだけP8会長らが虚偽の申告を迫ったということ自体不自然というほかない。したがって、これらの事情を根拠にP1が原告のセクハラ行為について被告に虚偽の申告をしたことを認めていたとする証人P4の証言は信用性に乏しく、採用することができない。

ウ 以上ア、イの検討結果によれば、原告はP1に対し、前記アのとおりセクハラ行為を行ったことが認められ、他にこの認定を左右するに足りる証拠は存在しない。 (3) P2に対するセクハラ行為について

認定事実

証拠(文中又は文末の括弧内に掲記したもの)及び弁論の全趣旨によれば,以下の事実が認められる。 (ア) 原告は,P2に対し,日常的に,「おまえ,いつやらせてくれるんだよ」などと言った(乙35,36,証人 原告は、P2に対し、日常的に、

(ア) 原告は、P2に対し、日常的に、「おまえ、いつやらせてくれるんたよ」なとと言った(L35, 36, L4, L55, L56, L5625頁】)

25 月 2 P 2 は、平成15年1月6日、原告に胸を触られたことを派遣会社の担当者であるP18に報告し、翌7日、P18 と直接会って原告から受けたセクハラ行為について報告した。P18は、平成15年1月16日、P2の依頼により同人の上司であったP10部長と面会し、同人に対して、P2が原告から受けたセクハラ行為について伝え、P10部長は善処することを約束した。しかし、P2は、原告に言うと仕事がしづらくなるというP10部長の助言に従い、原告への抗議はしなかった。(2 C 2 S (2 C 2 S (2

である。 (ウ) 他方、原告は、前記(ア)のとおり、P2が平成15年6月で被告を辞めさせられそうになり、同年7月ないし8月まで派遣契約を延長してもらうため、原告からセクハラ行為を受けたとの虚偽の申告をしたと主張し、これに沿う供述をする。しかし、証拠(乙11、19、35、36、証人P2【1頁】)及び弁論の全趣旨によれば、P2の派遣契約は3か月単位であり、契約期間は平成15年7月末日までであったこと、P2は同年6月ころには派遣会社に契約終了の意向を伝えており、同年7月末日で契約を終了する予定であったことが認められる。そうだとすると、平成のである。であると、平のであると、平のであると、中のではとしても、わずか1、2か月の雇用期間延長のため本件事情聴取において原告に胸を触られたなどと虚偽の下いたのだとしても、わずか1、2か月の雇用期間延長のため本件事情聴取において原告に胸を触られたなどと虚偽の事実を述べるということ自体であり、P2はできない。 事実を述べるということ自体にわかに指信し難いし、仮にP2が雇用期間の延長を偽の表していたのだとしても、わずか1、2か月の雇用期間を延長してもらうため虚偽の申告をしたとの原告の主張及びこれに沿う原告とをも考慮すると、P2供述は信用性に乏しく、採用することができない。前記アの事実認定の証拠資料として採用したわけである。他方、原告の供述及びP22の陳述書は、P2供述と真っ向から異なる内容であるところ、P2供述に信用性がある以上、P2供述に反する前記原告の供述等は採用することができない。ウ以上ア、イの検討結果によれば、原告はP2に対し、前記アのとおりセクハラ行為を行ったことが認められ、他に

いて、スクッののでは、います。これが、原告はP2に対し、前記アのとおりセクハラ行為を行ったことが認められ、他にこの認定を左右するに足りる証拠は存在しない。

マの認定を左右するに足りる証拠は存在しない。
(4) 当裁判所の判断
原告は、P1及びP2に対し、前記(2)、(3)で認定したとおりセクハラ行為を行ったことが認められるところ、原告のセクハラ行為は、P1及びP2に対し日常的に性的な発言をしたり、身体的接触を繰り返した上、P1し飲食を共にした際に無理やりキスをしたり、深夜自宅付近まで押し掛けて自動車に乗せ、車中で手を握るにおいて近対し残業中に制に触ったりしたというものであって、いずれも悪質なもかわらず、立場上拒絶が困難なP1などいびり入りに対し自らセクハラ行為を行っていたのであって、立場にあったに重い。 SBCにおいてび見別や嫌がらせの禁止、これに違反した場合に懲戒解雇を含む厳罰を科する旨明示するとともに、SBCにおいてび見別や嫌がらせの禁止、これに違反した場合に懲戒解雇を含む厳罰を科する旨明示するとともに、SBCにおいてび見いた場合に懲戒解雇を含む厳罰を科する旨明示するとともに、SBCにおいてび見いた場がらせの禁止、これに違反した場合に懲戒解雇を含む厳罰を利する書面を掲示して、改正男女雇用機会と下ット上に「セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりに向けて」と題する書面を掲示して、改正男女雇用機会といっかというに関する規定の説明、セクハラがSBC違反、被告就業規則における懲戒処分に該当する不正遵守される、免職を含めた懲戒処分が適用されること、管理職においてセクハラに関する法律、SBCの規定等が違っされ、免職を含めた懲戒処分が適用されること、管理職においてセクハラに関する法律、SBCの規定等が違ったとから、方に対し、である。前記のようなセクハラ対策を講じて、セクハラ被告のである。前記のようなセクハラ対策を講じて、セクハラ被告をを考慮して、セクハラ行為を行った者に対し厳正な態度で臨もうとする姿勢には正当な理由があるというべきである。 べきである。

これらの事情に鑑みれば、原告のP1及びP2に対するセクハラ行為は、P1及びP2の各陳述書(乙13, 35)に記載されたもののみを取り上げただけでも、これに記載された行為が事実として認められる以上、被告就業規則60条1号、8号、11号、12号に定める懲戒解雇に該当する事由が存在するといえる。したがって、被告が主張するその余のセクハラ行為について判断するまでもなく、本件懲戒解雇は相当なものであり、社会的相当性を欠き、客観的な

合理性がないということはできない。

合理性がないということはできない。 なお、原告は、本件懲戒解雇は、旧HP派が旧コンパック派であった原告を排除し、被告最大の営業組織である金融 営業本部の本部長に旧HP派を就かせるために行ったものである旨主張する。しかしながら、本件懲戒解雇は前記判示 したとおりそれ自体合理的な理由があるものであること、本件懲戒解雇を決めた賞罰委員会の委員長はコンパック出身 のP5副社長であり、P7執行役員は本件懲戒解雇前にコンパック出身のP9社長の了承も得ており、本件懲戒解雇を 告知した際にはコンパック出身のP15常務も立ち会っていたこと(前記1(3)ウ、エ、乙10)、旧HP及び旧コ ンパックそれぞれの出身者が構成員に含まれるJMMにおいても、本件懲戒解雇について格別旧HP派と旧コンパック 派が対立するということなく、そのようなことが問題とされたこともなかったこと(甲27の1ないし4、乙10)な どに別、小兵

小括 (5) 小石 以上によれば、原告はP1及びP2に対し同人らが作成した陳述書(乙13,35)に記載された内容のセクハラ行 為をしたと認められ、そうだとすると、原告には被告就業規則60条1号、8号、11号、12号に規定する懲戒解雇 に該当する事由があるというべきである。 3 争点2(手続的要件についての瑕疵の存否)について (1) 賞罰委員会の決定の存否について ア 原告は、本件懲戒解雇について、賞罰委員会の合議による決定がされていないので無効であると主張するので、以 下台サイス

の全趣旨)。本件懲戒解雇は、前記1(3)ウで認定したとおり、P7執行役員が主導的に行ったものであるが、賞罰委員会委員長P5副社長及び同委員P6副社長に対しては電話で本件事情聴取の状況等を報告し、それぞれ懲戒解雇は、前記1(3)ウで認定したとおり、P7執行役員が主導的に行ったものであるが、賞罰でする旨の意見を得て、持ち回り方式で合議がされたものである。ウ 確かに、P5副社長は、P7執行役員に対し、「事実ならそういうこと(懲戒解雇)でやむを得ない。ただ、人れでは、本人に話をする必要はあると思う」と述べていたことが認められる(乙12、弁論の全趣旨)ものの、これは本件懲戒解雇の当否を判断するとの意思表示と解することはできない(乙12証人P7【11頁】、弁論の全趣旨)。また、本件全証拠を検討するも、P6副社長が事実誤認をして本件懲戒解雇に賛成したと認めるに足りる証拠も存的日時でおれているなる。ことは、P7執行役員が原告に対り事前に賞罰委員会の合議による懲戒解雇の決定が出ていなかったことが認められる(前11(3)エ)が、前記の決定が無効になることはないというべきである。されていなかったことが認められる(前11(3)エ)が、前記の決定が無効になることはないというべきである。は理以上から明らかなとおり、本件懲戒解雇について賞罰委員会の合議による決定がされていないとの原告の主張は理的なく、採用することができない。(2) 弁明の機会の付与の存否について 原告は、本件懲戒解雇においては、解雇事由を具体的に明らかにした上での弁明の機会が与えられておらず、適正

(2) 弁明の機会の付与の存否について ア 原告は、本件懲戒解雇においては、解雇事由を具体的に明らかにした上での弁明の機会が与えられておらず、適正 手続の保障がされていないので無効であると主張するので、以下検討する。 イ 被告の就業規則には、従業員を懲戒処分するに当たって、被懲戒者に弁明の機会を与えなければならないとの規定 は存在しない(甲1)。確かに、一般論としては、適正手続保障の見地からみて、懲戒処分に際し、被懲戒者に対し弁 明の機会を与えることが望ましいが、就業規則に弁明の機会付与の規定がない以上、弁明の機会を付与しなかったこと をもって直ちに当該懲戒処分が無効になると解することは困難というべきである。 以上によれば、原告の主張は、主張自体失当として排斥を免れない。 ウ(ア) のみならず、仮に、原告の主張するとおり、弁明の機会が与えられることなく懲戒解雇された場合には当該 懲戒解雇処分は無効になるとの立場を前提としても、原告の主張には理由がない。その理由は、以下述べるとおりであ

る。(イ) 証拠(乙12,証人P7【11,12頁】)及び弁論の全趣旨によれば,P7執行役員は,P5副社長から原告の話を聞くようにとの示唆を受けたところ,事前に弁明の機会を与えると原告が被害を申し立てた者を探し始め,本件事情聴取に応じた3名に迷惑が掛かることを懸念して,本件懲戒解雇の通告と同時に原告に弁明の機会を与えることとし,原告とP7執行役員との間で,本件懲戒解雇通告時に前記1(3)エで認定したとおりのやりとりがされたこととし、 とし、原告とが認められる。

か認められる。 (ウ) この点、原告とセクハラ行為の被害者である P1 及び P2 との関係(争いのない事実等(1)イ、前記 1 (1)、(2)参照)に照らすと、原告に事前に弁明の機会を与えた場合、 P1 及び P2 に対し有形、無形の圧力が加えられることは容易に推認することができ、本件懲戒解雇の通告と同時に原告に弁明の機会を与えたことはやむを得ない措置であったといえるし、 P7 執行役員は原告に対し本件懲戒解雇で問題とされたセクハラ行為の概略については告げており、本件事情聴取に応じた者を秘匿するためにはこの程度の事実の告知でもやむを得なかったということができ(実際、前記 1 (3) カで認定したとおり、 P2 は本件懲戒解雇通告後、 P1 7 から P2 が作成した陳述書について署名の取消しを迫られている)、他方、原告も前記 1 (3) エで認定したとおりの弁明をしている。 (エ) 以上によれば、本件懲戒解雇については、原告は、被告から一応弁明の機会を付与されていたものと評価するのが相当である。

のが相当である。
エー以上から明らかなとおり、本件懲戒解雇は、懲戒解雇事由を具体的に明らかにした上での弁明の機会が与えられて おらず、適正手続の保障がされていないから無効であるとの原告の主張は理由がなく、採用することができない。 (3) 小括

以上によれば、本件懲戒解雇は、手続的要件を履践しておらず無効であるということはできない。

以上によりは、全日の次が度に、よのである。 4 結論 以上の検討結果から明らかなとおり、被告の原告に対する本件懲戒解雇処分は有効である。そうだとすると、本件懲戒 解雇が無効であることを前提とする原告の本訴請求はいずれも理由がないということになる。よって、原告の請求をい ずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。 東京地方裁判所民事第36部

裁判長裁判官 難波孝-裁判官 三浦隆志 裁判官 知野明